

## 労働者健康福祉機構中期目標（第3期）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定により独立行政法人労働者健康福祉機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

平成26年3月7日

厚生労働大臣 田村 憲久

### 前文

働く人の健康と安全の確保は労働政策の最も重要な課題の1つである。事業活動の生産性や効率性を追求するあまり、労働者の安全や健康確保のための対応に適正を欠くことがあってはならないし、働く人自身も自ら安全衛生や健康確保に積極的に取り組むことが重要である。

しかし、我が国の労働災害による被災者は長期的に減少傾向にあるものの、平成24年にはなお約54万人の労働者が被災し、労働災害による死亡者数、休業4日以上の死傷者数はいずれも前年に比べて増加しており、職業性疾病についても、化学物質等による職業性疾病の発生が後を絶たない中、石綿による健康被害等の今後の増加が見込まれている。

労働者の健康面については、定期健康診断での有所見率が、平成24年には52.7%と半数を超える、特に脳・心臓疾患につながる血中脂質、血圧等に係る有所見率が増加傾向にある。

また、精神障害等による労災補償の支給決定件数が増加傾向にあるなど、働く人々の職場環境は引き続き厳しい状況にあるとともに、少子高齢化やこれに伴う就業者数の減少が見込まれる中で労働者が健康を管理しつつ就労を継続することの重要性が高まっており、過労死予防対策等の予防医療に加えて労働者への治療と就労の両立支援を行うことが重要なになってきている。

加えて、経済情勢は緩やかな回復傾向にあるものの、企業倒産により賃金の支払いを受けられない労働者が依然として多数存在することから、再就労までの生活基盤として重要な役割を果たしている未払賃金の立替払事業の迅速かつ適正な運営も求められている。

このような状況の下、独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）は、労災病院、産業保健総合支援センター（仮称。以下同じ。）等の施設の運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与するため、事業の適切かつ効率的な推進が期待される。

さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及び「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成25年12月16日）を受けた検討を行う必要がある。特に、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）との統合を予定しており、統合後において、統合メ

リットを発揮しつつ更に質の高い業務が実施できるよう、事務及び事業の見直しについて検討を行う必要がある。

以上のことと踏まえ、機構の中期目標は、以下のとおりとする。

## 第1 中期目標の期間

平成26年4月から平成31年3月までの5年とする。

## 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### I 研究所の業務との一体的実施

機構の業務と密接に関連する研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる体制を構築するとの観点から、組織・業務の在り方について検討すること。

その際、成果の効果的・効率的な普及についても検討すること。

### II すべての業務に共通して取り組むべき事項

業績評価を実施し業務運営へ反映させるとともに、業績評価の結果や機構の業務内容を積極的に公表し、業務の質及び透明性の向上を図ること。

### III 労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰の業務として取り組むべき事項

「すべての労働者が安心して働く社会の実現」のため、①事業場における疾病予防を含めた労働者の健康確保への支援（産業保健・予防医療）、②疾病への適切な治療の提供（労災医療）、③円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援（職場復帰支援・両立支援）の各分野において、適切なサービスが提供可能な体制を構築し、労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰を一貫して実施すること。

このため、以下の取組を行うこと。

#### 1 労災疾病等に係る研究開発の推進等

##### (1) 労災疾病等に係る研究開発の推進

第2期中期目標において取り上げた13分野の課題については、労働災害の発生状況や行政のニーズを踏まえ、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、時宜に応じた研究に取り組むために、以下に掲げる研究分野に再編することとし、当該分野についての研究を行うこと。

① 労災疾病等の原因と診断・治療

② 労働者の健康支援

③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化

また、勤労者に対する過労死予防等の対策が効率的・効果的に推進されるよう、相談・指導の事例を集積すること等により予防法・指導法の開発、普及について検討を行うこと。

##### (2) 研究体制の見直し

研究支援体制の整備（研究データ収集を行う事務補助スタッフの確保等）、病職

歴データベースの整備・活用等に取り組むこと。

また、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例の集積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集することができるような連携体制の構築を引き続き行うこと。

### (3) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進

労災病院グループ等のネットワークの活用により研究開発された労災疾病等に係るモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、学会での発表、ホームページ上やマスメディアを通じて広く労災指定医療機関、産業保健関係者等に積極的に情報発信できる体制整備について検討を行うこと。

## 2 勤労者医療の中核的役割の推進

### (1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等

勤労者医療の中核的役割の推進のために、以下のとおり着実に取り組むこと。

#### ア 労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供

労災疾病に関する医療については、他の医療機関では症例がない等により対応が困難なものもあることから、労災病院において、これまで蓄積された医学的知見を基に最新の研究成果を踏まえて、高度・専門的な医療を提供するとともに、その質の向上を図ること。特に、アスベスト関連疾患や化学物質の曝露による産業中毒等、一般的に診断が困難な労災疾病については積極的に対応すること。

#### イ 大規模労働災害等への対応

国の政策医療を担う病院グループとして、大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザなど公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に対処するため、緊急な対応を速やかに行えるようにすること。

### (2) 行政機関等への貢献

国が設置している検討会、委員会等への参加要請に協力するとともに、迅速・適正な労災認定に係る意見書の作成等を行い、行政活動に協力すること。

また、労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、速やかに行政機関に提供し、政策立案等との連携を深めること。

さらに、アスベスト関連疾患に対して、引き続き、健診、相談、診療に対応するとともに、医療機関に対する診断技術の普及、向上に積極的に対応すること。

## 3 円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進等

### (1) 円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進

就労年齢の延長に伴い、基礎疾患有する労働者が増加する中で、作業と関連した疾患増悪リスク、就労を視野においた支援や治療方針の選択等について、労災病院等でデータを収集し、分析すること。

上記分析及び第2中期目標期間中に作成されたガイドライン等や労災疾病研究によって得られた知見を活用して、がんや脳卒中等の患者に対して、職場復帰や治療と就労の両立支援に向けた取組を行うとともに、産業保健総合支援センター及び労災病院を通じて、事業場及び労災指定医療機関等に普及すること。

## (2) 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等

重度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき脳障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上(※1)確保すること。

また、高度・専門的な医療を提供することによる患者満足度調査において、それぞれ85%以上(※2)の満足度を確保すること。

【※1：平成24年度実績 医療リハビリテーションセンター86.7% 総合せき損センター80.2%】

【※2：平成24年度実績 医療リハビリテーションセンター88.8% 総合せき損センター87.0%】

## 4 地域の中核的医療機関としての役割の推進

### (1) 地域医療への貢献

労災病院における臨床技能の維持・向上や医師等の確保・養成、さらには地域の医療水準の向上に貢献するため、保有するデータベースを活用するなどして地域における役割や機能を分析・検証した上で、各病院の特性を活かしつつ、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な医療サービスを提供することにより、地域医療に貢献すること。

### (2) 地域の医療機関等との連携強化

労災病院においては、地域医療を支援するため、紹介患者の受入れなど地域の医療機関等との連携を強化するとともに、医療機関等を対象にした症例検討会や講習会及び、地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行うこと。

また、利用した医療機関等から診療の上で有用であった旨の評価を80%(※)以上得ること。

【※：平成21年度から平成24年度までの実績（平均）78.8%】

### (3) 医療情報のIT化の推進

労災病院の医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のIT化を推進すること。

### (4) 患者の意向の尊重と医療安全の充実

国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。これにより、患者満足度調査において全病院平均で80%(※)以上の満足度を確保すること。

また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により医療安全の充実を図ること。

【※：平成21年度から平成24年度までの実績（平均）実績81.6%】

### (5) 治験の推進

新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病

院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を中期目標期間中10,900件以上（※）確保すること。

【※平成21年度から平成24年度までの実績（平均）2,068件×1.05×5年間】

（6）燕労災病院（新潟県燕市）の再編

新潟県の県央基幹病院基本構想策定委員会において、燕労災病院と厚生連三条総合病院の再編を前提として、「県央基幹病院基本構想」が策定されたことを踏まえ、燕労災病院の再編について検討を行うこと。

（7）病院ごとの目標管理の実施

機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにすること。

## 5 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進

産業保健三事業（産業保健推進センター事業、地域産業保健事業、メンタルヘルス対策支援事業）を一元的に実施する産業保健総合支援センターにおいては、事業の管理・事務の簡素化等の事業管理面の効率化を図るとともに、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、医師会等関係機関との連携の下、以下の取組による地域社会、産業保健関係者のニーズに対応した産業保健サービスの提供等の支援を通じて、事業場における自主的産業保健活動の促進を図ること。

（1）事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施

産業保健総合支援センターにおける産業医等の産業保健関係者への研修内容については、メンタルヘルス、過重労働、化学物質による健康障害、腰痛対策等を積極的に取り上げるとともに、面接指導等の実践的かつ専門的な研修を強化すること。

また、第2期中期目標期間において実施した研修を踏まえ、研修内容等の改善を図る仕組みを充実させること。

（2）小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実

ア 医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援の充実

地域の小規模事業場（産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場）における産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局等の行政機関や地域の産業保健関係団体等と連携し、事業場への訪問指導を充実させるとともに、中小規模事業場のメンタルヘルス対策を普及促進するため産業保健総合支援センターに登録したメンタルヘルス対策に関する訪問支援を専門的に行う者が、支援を希望する事業場を訪問し、対策の導入に関する取組について支援を実施すること。

また、事業主等からの相談に対しては、産業保健総合支援センターと地域窓口が連携し、ワンストップサービスの機能を発揮して対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供すること。

## イ 産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口における専門的相談の実施

事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの専門的相談については、産業保健総合支援センターにおいて、中期目標期間中235,000件以上（※1）実施するとともに、小規模事業場からの相談については、地域窓口において、産業保健総合支援センターとの連携を密にして、ワンストップサービス機能を十分に発揮して、中期目標期間中148,000件以上（※2）実施すること。また、相談内容については、産業保健関係者に対する研修に有効活用できるよう検討すること。

【※1：年間目標値47,000件（47ヶ所×1,000件）×5年間】

【※2：年間目標値29,568件（352ヶ所×84件）×5年間】

### （3）産業保健に関する情報の提供その他の支援

インターネットの利用その他の方法により、産業保健に関する情報並びに産業保健活動に資する治療就労両立支援センター（仮称）が実施する医療機関等に対する復職両立支援モデル事業の成果等の情報を提供するとともに、さらなる情報の質の向上、利便性の向上を図ること。

また、事業主に対する広報及び啓発等を行うとともに、労働者に対する情報提供についてもより積極的に取り組むこと。

### （4）研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握

研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保するとともに、研修、相談又は指導を行った産業保健関係者や事業主等に対してアウトカム調査（※）を実施し、有効回答のうち70%以上につき具体的に改善事項が見られるようにすること。

【※：産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口で実施する産業保健サービスによる、産業保健関係者の能力向上（第1次効果）、事業場内の産業保健活動の活性化（第2次効果）、労働者の健康状況の改善（第3次効果）を調べ、総合的な労働衛生管理の実施状況を把握するための、利用者（産業保健関係者）に対するアンケート方式の調査。】

## 6 優秀な人材の確保、育成

### （1）優秀な人材の確保等の充実・強化

質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、優秀な人材（特に医師）の確保、定着、育成について充実・強化を図ること。

### （2）産業医等の育成支援体制の充実

事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者医療総合センターにおいて、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図ること。

### （3）看護師の養成

労災看護専門学校においては、近年の看護師不足等の中で、労災病院における勤

労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。

#### IV 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項

##### 1 未払賃金の立替払業務の着実な実施

###### (1) 迅速かつ適正な立替払の実施

審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で25日以内（※）を維持すること。

【※：平成20年度から平成24年度までの実績（平均）21.8日】

###### (2) 立替払金の求償

代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。

###### (3) 情報開示の充実

年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにすること。

##### 2 納骨堂の運営業務

産業災害殉職者の慰靈の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰靈の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得ること。

【※：平成24年度実績91.4%】

#### 第3 業務運営の効率化に関する事項

##### 1 機構の組織・運営体制の見直し

業務の効率的な運営を図る観点から、管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討すること。

また、役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度の見直しを進めること。

さらに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう組織体制の在り方について検討すること。

##### 2 一般管理費、事業費等の効率化

###### (1) 業務運営の効率化による経費節減

中期目標期間の最終年度において、平成26年度に比し、一般管理費（退職手当を除く。）については12%程度、また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センターを除く。）については4%程度節減すること。

また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の水準を超えないものとすること。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状

況にも留意した上で、厳格に行うこと。

(2) 適正な給与水準の検証・公表

人件費については、医療本来の責務である医療の質や安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確保及び勤労者医療の推進という組織本来の使命を果たす必要があることから、医師等の給与水準及び確保状況を特に考慮した上で、国家公務員の給与水準も十分考慮し、国民の理解と納得が得られるよう適正な給与水準の在り方について今後も必要な検証を行い、その検証結果や措置状況について公表すること。

(3) 契約の適正化

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。

ア 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施すること。

イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

ウ 契約監視委員会等において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

3 保有資産の見直し

機構が保有する資産については、その必要性を検証し、不要資産については早急に処分すること。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項及び次の事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該計画に基づいた運営を行うこと。

1 経営改善に向けた取組等

平成28年度を目指とした繰越欠損金の解消に向け、本部主導の下、厚生年金基金制度の見直しに関する法改正を踏まえ、国への代行返上並びに予定利率及び給付水準の引下げを含めた厚生年金基金の新制度への移行や、不足する医師の確保を進めた上で、以下の取組を行うとともに、更なる収入確保・支出削減対策に取り組むこと。

(1) 繰越欠損金の解消計画の策定

繰越欠損金の解消計画を策定するに当たっては、解消を図るために必要な機構全体の取組内容のほか、各病院における年度ごとの解消額、目標期限及び達成できなかった病院の運営体制等の見直し方針について具体的に定めること。

(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等

個別病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、これまで作成していなかった個別病院単位の財務関係書類について、平成26事業年度分から作成、公表し、ガバナンス機能の向上を図ること。

(3) 他法人の事例を参考とした取組等

独立行政法人国立病院機構の取組事例を積極的に取り入れた上で経営改善を進め

るものとし、同機構との人材交流などを図ることについて検討すること。

また、同機構を始めとする他法人との連携をより推進し、業務運営の効率化・財務内容の改善を図ること。

(4) 本部事務所の移転

本部事務所について、年間賃借料に相当な経費を要していることから、移転を図り、経費の削減を行うこと。

2 債権の管理等

医業未収金、未払賃金の立替払及び労働安全衛生融資貸付債権について適切に回収を行うこと。

**第5 その他業務運営に関する重要事項**

1 労災リハビリテーション作業所の完全廃止

在所者の退所先の確保を図りつつ、施設（※）の廃止に取り組み、平成27年度末までに全施設を廃止すること。

※ 平成25年度末までに2施設を廃止し、1施設となる予定。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として厚生労働省独立行政法人評価委員会等に通知された事項を参考に更に充実・強化を図ること。

3 決算検査報告指摘事項への対応

「平成24年度決算検査報告」（平成25年11月7日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うこと。

4 適切な情報セキュリティ対策の推進

政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。

5 既往の閣議決定等の着実な実施

既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。